

【一般就労】

1 一般就労（一般企業への就職）

特別支援学校から一般企業への就職の過程は、通常の高등학교からの就職活動とは異なります。

【通常高等学校の場合】

公共職業安定所（ハローワーク）から学校宛に求人票が送付されます。その求人票の中から、賃金や労働条件等を比較し、本人が希望する企業に応募し、筆記試験や面接等の入社試験を受け、採否が決定します。

【特別支援学校の場合】

過卒者向けの障害者用の求人票は、ハローワーク仙台・専門援助第二部門で公開されていますが、新卒者向けの障害者用の求人票は、そのほとんどが公開されていません。そのため、進路指導担当教員が一般企業を訪問し、生徒が希望する職種について求人の有無を確認しているのが現状です。

近年は、障害者の法定雇用率が高まってきており、以前に比べると現場実習を引き受けてくださる一般企業も増加傾向にあります。現場実習すら受け入れていない一般企業や、現場実習で受け入れている作業内容が限定的であったりして、いつでも誰でも受け入れているわけではありません。

一般企業側から見れば、該当生徒を企業の労働力として考え、卒業後の雇用を見据えて積極的に現場実習生を受け入れる場合と、あくまで社会貢献活動の一つとして現場実習の機会だけを提供し、雇用には消極的な場合とがあります。高等部1学年時の現場実習のような初期段階では後者の場合が多く、現場実習の機会を提供することのみを目的とした現場実習が多いのが実情です。このような初期段階の現場実習では、職場の雰囲気を知ること、働く意欲を高めていくことを目標にするとよいでしょう。卒業後の雇用を見据えた現場実習では、2週間程度の実習を何回か経験する中で様々な課題を少しずつクリアしていきます。（生徒によっては、その課題を解決するための現場実習をあえて実施する場合があります。）これらの実習を通じて、一般企業側から該当生徒が労働力として認められて初めて就労へとつながります。また、働く意欲や働く力と同時に、コミュニケーション能力も求められます。仕事をする上での指示理解力、報告・連絡・相談等の伝達能力、仲間と一緒に働く姿勢、さらには休憩時間の適切な過ごし方、職場に合った言葉遣い、あいさつ、返事等も現場実習反省会でたびたび話題に挙げられます。このように、一般企業での現場実習では、仕事はもちろんのこと社会生活適応力も培いながら、就労へとつなげていきます。

現場実習後には、一般企業から生徒の実習中の様子が記された実習評価表が学校に届きます。実習を通して生徒本人の力が認められると、一般企業から「指定求人票」が出されます。（力が認められなかった場合には出されません。）この求人票には職種、時給、勤務時間等の条件が記載されています。この「指定求人票」に対して、本人が履歴書を、担任が調査書を、学校が推薦書を作成し、一般企業に応募します。応募後には適性検査や面接試験を受けて正式に内定を受けます。内定後は雇用契約を取り交わします。さらに、障害者就業・生活支援センター（支援学校卒業生への就業・生活相談を行っている機関）や相談支援事業所等の関係機関と連携した上で、翌年度からの就労に備えます。